令和3年度第2回平塚市行政改革推進委員会議事録

開催日時 令和3年11月10日(水)午後3時00分~午後4時40分

場 所 市庁舎本館 3階 302会議室

出席委員 諸坂委員長、長尾副委員長、秋山委員、芦川委員、岡部委員、片野委員

出 席 者 石田副市長、石黒副市長、企画政策部長、デジタル推進担当部長、総務部長、 財政課長、デジタル推進課長、資産経営課長、行政総務課長、職員課長、 デジタル推進課課長代理

事務局 企画政策課(課長、課長代理、主査2人)

傍聴者 0人

内 容 1 平塚市行政改革推進委員会会議

(1)議題

ア 「平塚市行財政改革計画(2020-2023)」実施計画事業令和3年度上半期取組 状況

(2)その他

ア デジタル化の取組状況

1 平塚市行政改革推進委員会会議

(1)議題

【委員長】

ア「「平塚市行財政改革計画 (2020-2023)」実施計画事業令和 3 年度上半期取組状況」 について、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

~ 資料1-1~1-3に基づき説明 ~

【委員長】

それでは皆様から、御意見、御質問等はありますか。

【芦川委員】

資料1-1(4)収入確保策の推進について、市税、国民健康保険税等の徴収で FamiPayというスマートフォン決済アプリの利用を開始したとのことですが、このFamiPay を選択するに当たっては、他の選択肢は考慮されたのでしょうか。もし他の選択肢と比較

されたのであれば、何が優位だったのでしょうか。また、こういったスマートフォン決済 アプリはいろいろなものがありますが、更にこのキャッシュレス決済のアプリの選択肢を 拡大していく方針はあるのでしょうか。それともFamiPayだけなのかを確認させてくださ い。

次に、pipitLINQを導入とあります。滞納調査で預金を照会するということは、滞納者に対する調査権の問題なのでここは法的に問題ないと思いますが、pipitLINQを導入するに当たっては、当然ただで使えるわけではないのでコストが発生してくると思います。そのコストはどのくらいのものなのでしょうか。そのコストをかけても、やはり効率化を図ることに意味があるのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

【委員長】

FamiPayとは何か、という基礎的なところから説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

FamiPayとは、スマートフォンの決済アプリであり、市税の支払いが可能な仕組みです。納税者の利便性を向上させることを目的に導入しました。昨年度には、PayB、PayPay、LINEPayを導入しており、これが4つ目になります。また、更に増やしていくのかどうかは、利用状況を踏まえて、今後検討が必要と考えています。

次にpipitLINQの導入費用ですが、初期費用の登録料は、無料トライアルからの導入のため無料で、基本使用料は月額7万円です。こちらの効果については、これまで紙で金融機関に預貯金の状況を照会していたものを、pipitLINQという仕組みでは、電子データで照会ができるようになりました。金融機関からの回答も電子データでいただくことが可能となります。今まで郵送では、依頼から回答までに1、2ヶ月かかっていたものが、電子データは遅くても2週間で回答されるため、時間をかなり短縮することができます。紙の文書で依頼していたため、その文書の作成や郵送での封入封かんの作業が削減でき、電子データで回答がありますので、データでの処理が可能となります。また、預貯金が引き出される前に、場合によっては差し押さえができるようになり、収納率の向上や事務の効率化につながっていくものになります。

【委員長】

何とかPayがいくつもあるんですね。

【企画政策課課長代理】

他にも例えばauPayだとか、様々な種類があります。

【委員長】

その中でこのFami Payを選んだというのは、何かメリットがあるのかという御質問もあったかと思います。費用対効果の点ですかね。

【企画政策課課長代理】

そこの部分については、これまで導入していたLINEPayやPayPayに合わせて、導入する ため費用が掛からず無料で導入できるというメリットがありましたので、FamiPayを選択 しました。

【委員長】

もう一つ私が聞きたかったのが、他の自治体もこのような動きが出ているのかどうか。 例えば神奈川県下でこれを導入しているところは、認識はありますか。

【企画政策課課長代理】

神奈川県内の状況ですが、市税におけるスマートフォン決済アプリを利用したキャッシュレス決済は、令和3年9月末時点で県内19市のうち、17市が導入しています。また、全国的には、キャッシュレス決済を進めていきましょうという話が国から来ていまして、様々な自治体で導入されています。平塚市では、昨年度に新型コロナウイルス感染症の関係から、人と人との接触をなるべく減らすために、現金ではなく、このような仕組みを導入することによって、接触の機会を減らすとともに、現金がなくても支払いができるという市民の利便性を向上するため、これをきっかけに、新たな仕組みの導入を少しずつ始めています。

【委員長】

追加で何かありますか。

【芦川委員】

pipitLINQの件は理解できました。最近は銀行も紙で出すとお金を取るという方向性も 出てきているので、こういう形でデジタル情報として取得することは、当然考えていかな ければいけないと思うので、非常に良い試みだと思います。このpipitLINQは、例えば照 会一件当たり幾ら掛かるというコストは分かりますか。

【企画政策課課長代理】

1件当たり、手数料として10円掛かります。

【芦川委員】

それは、例えば何年分を調べても10円ということですか。それとも直近1年分とか。

【企画政策課課長代理】

その時点の預貯金の状況を確認するものになります。過去のものではありません。現在の状況を調べるに当たって、1回、1件当たり10円が掛かるということになります。

【芦川委員】

その日の残高が分かるということですね。

【委員長】

その他、何かありますか。

【片野委員】

民間活力の活用の中で、見附台地区周辺整備事業があります。だいぶ出来てきており、 来年4月頃にはオープンすると思います。私たちから見ると民間活力を使ったために、前 面に焼肉屋とか回転寿司とかが出て、肝心の文化芸術ホールが後ろにいき、あまり目立た ないという感じを受けますが、市としては、やってよかったかどうか、どう思っているの かをお聞きしたいと思います。

【企画政策課長】

文化芸術ホールは、来年の春に動き出しますので、確かに今動いてない段階では、そうした店舗が目に入る状況にあるのは確かです。そうした懸念があるというのも、理解はできるところです。今後、後ろの施設が動いてくれば、人の流れというのも、そちらの方に目が向くところもあると思いますし、様々な活動もされていきますので、そうしたところも見て、よかったのかどうかというのは分かってくると思います。また、後ろの建物を生かしたような取組がしっかりとされていくように、市としてはしていかなければいけないと思っています。

【委員長】

私は地元の人間ではないのでよく分からないのですが、文化芸術ホールが建替とかリニューアルされ、それに伴って、いろいろな商業施設も入っているということですか。

【片野委員】

民間活力を活用したために、前面に焼肉屋とか回転寿司などができて、文化芸術ホールが後ろの方になり、あまり目立たないし、場所的にもこんな感じでいいのかな、という感じがしています。

【委員長】

建物の構造というか、見た目からしても奥まっているような。

【片野委員】

道からは、よく見えない状況になっています。市としては、民間活力を活用するということで、この計画を実施しましたが、本当にこれでよかったのかなと、疑問があったので、お聞きしました。

【委員長】

素人考えですけど、文化芸術ホールである以上、どういうアーティストを呼んで、どういうイベントを展開するかというところが何よりも重要なので、箱物作って終わりではお客さんも来ないので、やはりそれは客寄せがきちっとできるアーティストに対して、プロモートしていくというソフトの部分もすごく重要だと思います。音楽、舞台、舞踏、美術といろいろありますので、様々な企画をいかに立てるのかというところが重要だと思います。私は音楽も好きだし絵画も好きですけど、平塚の美術館はすごく魅力的な催しが多いです。東京にいても横浜にいても、平塚の美術館でなかなか個性的なものを展示していて、外からも非常に頑張っているなというのが分かるので、そういうところが、その文化芸術ホールの方にも生かしてくると良いと思います。所管課と情報共有していただければと思います。

【委員長】

その他、何かありますか。

【副委員長】

行政手続オンライン化推進事業の押印の廃止について、いろいろな手続をする上で非常に便利に感じるところが多いと思っています。275種類を検討していった中で、既に220種類の押印を廃止されたということで、1件1件について廃止していいのかどうかを検討されたかと思います。そういったものを振り返ると、例えば、これは昔から押していたから何となく続いたものとか、法律が変わって不要となったものとか、いろいろあるかと思いま

す。押印の廃止だけではなくて、そういった振り返りをすることによって、他の行政サービスについても、見直しができる部分、横に展開できる部分があれば、是非とも今回の押印の廃止をベースとした活動を進めていただきたいと思います。

それから、企業の中でも結構判子がいつの間にかいらなくなったものがあります。判子を押していた意味が確認行為の締めとして押しているものがあったので、これがなくなってしまうと、これ誰がどこで見たのかなというのが実際あります。そういったのは、ワークフローの仕組みで見たということを明らかにしていたりします。既に止めた220種類の中で、止めたことにより支障が生じた例が出てきていないかも分かれば教えていただきたいと思います。

【委員長】

私もそこは少し疑問があります。

【企画政策課課長代理】

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響から、印を押すためだけに出社しなければいけないという話があったかと思います。この押印の見直しは、そういったことをきっかけに進めたものです。昨年12月に国が押印の見直しのマニュアルを公表し、平塚市も見直しの基本方針を策定し、それに基づいて見直しを進めてきました。

今お示しさせていただいている275種類は、令和3年度中に押印を廃止する予定のものであり、昨年度末に見直しを実施した中では、この4月1日から廃止をしているものが、2,001種類あります。合計では2,560種類のうち2,001種類、全体の約9割を4月1日から廃止をしています。今年度中に廃止する275種類については、規則改正をしなければいけないもの、国や県の見直しが進まないと市で見直しができないようなもののため、順次進めているところです。

なお、こちらについては、多くのものが、いわゆる認印と呼ばれるものになります。かっては、認印は、本人が押したというような意味合いで、求めていた部分があります。押印の見直しでは、本人確認や文書作成の真意の確認、文書内容の真正性の担保、そういったものの合理性の有無、合理性があった場合にその押印を求めている趣旨の代替の手段があるのかどうかを判断しました。代替手段がある場合は、オンライン申請、メール、郵送で申請などを受け付けるというケースもあります。そういったところから、押印を求めることが事務の効率化につながるかどうかという視点も含めて、見直しを進めました。

先ほど委員がおっしゃられたように、押印を廃止して終わりではなく、それをきっかけ に、手続を従来通りのやり方でいいのかを考えていく必要があるため、庁内に促し、電子 で申請できる仕組みを増やす取組を進めるなど、市民の利便性を高めていく上で、新たな 事務の仕組みを考えていくきっかけにしなければいけないと思っています。

次に見直しによる支障事例の件ですが、現時点では、見直しにより支障が生じているということは聞いていません。

【委員長】

今の説明では、二つのことが錯綜していると思います。今、長尾副委員長がおっしゃった判子の省略というのは、ある種、行政内部の稟議の上での判子であり、この資料に書かれている275種類の申請書は、市民の方が行政への申請手続で御本人が押してくる印鑑の省略という話なので、いわゆる市民の方が申請するときの押印の問題と、行政内部の稟議の問題での押印の問題というのは切り分けて考える必要があります。一方は行政組織法の話で、一方は行政作用法の話なので、ここを混ぜてしまうのは、どうかと思います。稟議の方では、ほとんど認印で、まさか実印を押していないでしょうからいいのですが、例えば、印鑑証明書と一緒に出してくださいというような書類に関しては、本人確認行為になります。これを持っているということは、本人だろうということの確認の証明を、この実印というものでやっているわけです。そういう部分は、今後も押印で行っていくという考え方で、いわゆる認めみたいなレベルの申請については、どんどん止めていきましょうという考え方での理解でよろしいですか。

【企画政策課課長代理】

委員長がおっしゃられたように、実印というものは、実印の押印と印鑑証明書があって、二つのものがそろって初めて効力が出てくるものだと思っています。見直しを進めたものは、例えば、介護保険料の還付金の振り込みの依頼書、放課後児童クラブの入所の申請書、児童手当の認定の請求書など、これらについては、実印を求めていたものではなく、認めの印鑑で印と書かれている部分に押印いただくものでした。それは実印を求めていたものではなく、認め印でも大丈夫ということで印を求めていましたが、本人が本当に押したのかどうかという部分は、実印と効力が違うところがあり、そういうものを見直しています。実印とか、会社の登記印などについては、必要なものに押していただいており、それは継続していきます。

【委員長】

追加で1点この部分で聞きたいのが、275のうち220が廃止ということで、この55はまだ検討中なのでしょうか。それともデジタル化、オンライン化できないと判断したのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

残りの55については、この令和3年度中、来年の3月31日までには、すべて見直しをしていくものです。現在、規則改正の手続中や、国や県からの連絡待ちのようなものになります。こちらについては、6月末、9月末に状況を確認しており、今後も3ヶ月ごとに確認し、最終的にはこの275が全部なくなるよう管理していきます。

【委員長】

その他にありますか。

【芦川委員】

今の件ですが、市民からの申請等が例えば電子で完結するものであれば、その人が申請したことはログを見れば明らかで文書証明がありますが、紙で出されたものに関しては、例えば押印を求めない代わりに、名前を自署してもらうとか、そういう担保というのは取られていますか。

【企画政策課長】

例示にはなりますが、例えば、自治会長がいらっしゃった際に、顔も名前も承知はしていますが、それでもやはり運転免許証を職員がちゃんと確認をするとか、先日あった衆議院議員選挙の時にも、投票所では立会人をお願いしますが、そうした方に謝礼金を支払う際も、私たち職員の目の前で署名していただいているというのを確認し、確認をしているというチェック欄があります。そういったことをして、本人の確認の担保を取るという行為をしています。

【委員長】

その他、何かありますか。

【芦川委員】

(6)ICT活用推進で、税務部門で試験的に実施とありますが、これは具体的にどういった形でどういう情報を対象にしていますか。昨今は税務部門で提出する資料は、電子申告が割と多くなっており、昔ながらの紙での申告書は、割合としては少なくなってきています。そこにこのRPA、AI-OCRを導入するというのは、基本的に電子申告は関係ないと思うので、おそらく紙で出された申告書かなと思います。税務部門がいの一番に選ばれたのは、情報が定型されていることと数字が多いという、そこで選ばれたのかなと思います。そうした場合に、例えば税務部門でうまくいったとしても、他の分野に広げるということ

が、例えば情報がそんなに定型されていないものとか、そういうものを広げて大丈夫なのかなと少し不安があります。具体的にどういうことを税務部門でしているのかをお聞きしたいと思います。

【委員長】

RPAの説明からお願いします。

【デジタル推進課課長代理】

RPAというのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略になります。コンピューターのソフトウェアであり、コンピューター上で行う作業を人に代わって行います。 税務部門を例とした場合では、帳票のデータを税システムに移していく作業を行う場合、紙の帳票は人の手で入力し、エクセルの場合はそのデータをそのまま税システムに取り込むためのツールとか仕掛けがあれば、自動で取り込めます。そういった仕組みがないときに、パソコン上で人に代わって自動で操作するロボットを使って、エクセルのこのセルのデータを税システムのここの入力欄に入れていくという作業をするものがRPAになります。 税務部門では、データでいただく情報は多くあり、新たにシステム改修のコストを掛けずに、RPAを使って自動でできるようにするという検証作業をしています。今後の展開としては、福祉、介護、国保の他、財務事務などの内部事務でも、この検証結果を広げていけるのではないかと考えています。

【委員長】

芦川委員の話では、数字だから置き換えられるが、文字データだと、難しいのではという御質問だったと思いますが、そんなことはないということでしょうか。

【デジタル推進課課長代理】

コンピューター上で表示されるデータであれば、文字でも数字でも構いません。

【委員長】

その他、何かありますか。

【委員長】

(3)行政の効率化では、職員提案の応募が28件あったということですが、この28件の 応募のうち、何件が市政の改善に具体的に役立ったのでしょうか。過去の実績から10件減 ったということですから、過去38件あったかと思います。この38件の中で何件が採用され たのか、具体的な例を出していただけるとイメージが湧きますので、一つ二つ教えていただければと思います。また、この応募に当たっては、例えば職員番号とか名前など、その職員を特定できる情報を申請フォーマットに書き込まなければいけないのか、匿名で応募ができるのか、そこを教えていただければと思います。

【行政総務課長】

まず後半の部分ですが、応募に当たっては氏名、所属は書いています。事務提案は、自 身のアイデアを他課に出し、その他課がアイデアを採用するかどうかになります。そのた め、名前、所属については、他課に聞くときは伏せて確認をしています。

それから、去年の38件の採用状況ですが、38件中、4件が採用されています。昨年度の事務提案の内容で、市民サービスの向上につながった提案としては、トイレの衛生面改善で除菌液を付けるという提案や、広報ひらつかに平塚市公式のSNSの紹介コーナーを常設し、広報にQRコードを付けるという提案があり、それが採用されています。

【委員長】

採用されなかったものについては、採用されなかった理由を申請者にお戻しするとか、 そういうコミュニケーションはされるのですか。

【行政総務課長】

各課からの回答は、本人に戻しています。また、回答は庁内ポータルの掲示板に今年度から掲載しており、庁内に公開しています。

【委員長】

それはよろしいかと思います。こういう職員サイドから改善要求とか改善提案等が出るというのは、組織改善、組織に風を吹かす意味ではいいと思いますが、改善を求める視点が市民へのサービス向上という視点か、自分が楽をしたいという視点か、極端にいうと業務改善により業務が能率化して、更に多くの仕事ができるという意味での業務改善ならいいのですが、自分たちが楽をしたいという意味での、単なる自分にベクトルが向いている、そういう改善では採択はされないと思いますが、そういう視点の提案ではなくて、市民により良いサービスを提供するという視点やこうすればもっと効率的、能率的に業務が改善されるという視点からで、その辺は応募される方はぶれていないというか、自分が楽をしたいからというような応募はないと理解してよろしいですか。

【行政総務課長】

事務提案については、市民サービスの向上の視点も含めていますが、自身の業務を改善し、楽をするというか、業務を効率化するという視点も含めていますので、そういった提案もあります。

【委員長】

楽をするという言葉では語弊があるかもしれませんが、その空いた時間、例えば、今まで5時間かかっていたものが3時間で済むから、2時間は他の仕事ができるという発想なのか、5時間のところ3時間で済むから、2時間さぼると考えるのか。そういう業務改善をして、もっと能率化を図って、更に業務向上を図ろうという、そういう視点ということですよね。

【行政総務課長】

はい。

【委員長】

あと、龍城ケ丘公園の整備が遅れているという話がありましたが、これは以前にも話が ありましたが、決定的な原因というのは何なんでしょうか。

【石黒副市長】

龍城ケ丘ゾーン公園の整備の関係ですが、昨年1月に民間からの整備の提案内容の最優秀提案を公表しました。そして、昨年の4月、5月ぐらいから10月ぐらいまで、市民の方の御意見を、様々な形で伺ってきており、その後、そういった御意見を踏まえて、当初、事業者から提案のあった公園の内容についての調整、詰めということと、あと公園の開設に当たっては、警察や海岸を管理する県との調整ですとか、そういう作業を今年、続けてきたところです。

そういう作業の中で、昨年10月に市民との意見交換を1度そこで仕切りをしましたが、 その後も公園の在り方についての市民の方の御意見が様々ございましたので、そこら辺の 情報収集も続けていきながら、公園の内容の詰めの作業をしており、どうしてもこの部分 で時間をかなり要しているところです。

当初の予定では、この12月に具体の設計のまとめをするという想定ではございましたが、そういった状況の中で特に海岸の公園でございますので、砂が飛ぶ、塩・風の影響、こういったものについての御意見も多々いただいております。そこら辺の調査も必要かなということで、改めてのその再整理も入ってまいりまして、そういう調査の時間も今後も

う少し必要ということで、そういった状況の中、作業が遅れているということでございます。この事業そのものの方向性や内容については、基本的には変わっておりませんが、そういった市民の方の御意見、御要望、こういったものを受けとめながら詰めをしている中で、時間がかかっていると、このように御理解をいただければと思います。

【委員長】

よくわかりました。そうすると、この資料は、いずれ何らかの形で公表されるのであれば、今副市長がおっしゃったように、慎重に市民との対話を行っています。砂や塩・風の影響などの問題があって、そのあたりの地域住民の皆さんからすれば、市民生活と直結する利害関係を有しています。他方で、もっと早く公園が整備されて公園を利用したい、利活用したいという人もいます。利害と利害がぶつかっている部分があり、そこの調整に時間が掛かっているというように、もう少し丁寧に記載した方がいいと思います。ただ単に遅れているというと、やるべきことができていないのではないかと印象付けてしまいます。

今の御回答であれば、これは遅れているのではなくて、慎重に対応しているということであり、時間というのは掛かるべきものは掛ける必要があると思います。スケジュールで12月となっているので、それはもう絶対動かしません。12月にやりました。といって事故が起きてしまったら、そちらの方が問題です。一応のスケジューリングというのは、一応のスケジュールでしかないわけで、一応は12月とピリオドを打ったとしても、でもこういう問題もあるということは、後で発見してそこにきちんと調査をかけて、市民との対話をするという姿勢、これは市としては、真摯な誠実な対応だと思います。

政策は、掛かるべく時間は掛けなければいけないと思います。そういう意味では、これは遅れているかというと、必ずしも今のお話だと、遅れているという印象は持ちませんでした。遅れるというと、ネガティブな印象を市民の方に与えてしまいますので、この議事録も公開されますので、私がこういうスタンスで話をしていること自体が一つの市に対する抗弁になると思いますので、この表記の仕方は、もう少し工夫された方がよろしいかと思います。カテゴライズしていった結果、「遅れ」にしかならないのかもしれませんが、文章の中で丁寧に説明された方が、今後の市民との対話を進めていく上でも、よろしいのではないかと思いました。何も見ないで何で遅れているんだと怒ってくる人もいるでしょうし、そこに対してきちっと説明責任を果たしていくというのは、市政としては重要なコミュニケーションかなと思います。

【委員長】

その他、何かありますか。

【岡部委員】

全体を通じての感想になりますが、新型コロナウイルス感染症がまだ終焉したとは言い切れないと思いますが、少なくとも日本においてはポストコロナを見据えて、いろいろな諸課題に向かっていくという方に軸足を移していく時期だと思います。その中で避けて通れない課題として、二つあると思います。以前にも意見を出させていただきましたが、地球規模の課題としては温暖化対策、それから日本の固有問題として少子高齢化、これはやはり避けて通れない課題としてあると思います。大きな問題のため、一行政機関でどうこうできるという話ではありませんし、その課題に取り組んだからといって、財政的に何らかのメリットがあるということではありませんが、市の重要な取組計画の中にそれが全く入っていないというのは少し寂しいなというのが私の感想です。何らかの形で項目だけでもきちんと掲げて、市としても考えているというところを、アピールしていただきたいと思います。

【企画政策部長】

ポストコロナを見据えた温暖化対策、少子高齢化対策について御意見をいただきました。今回の行政改革の分野では、御指摘いただいたテーマは出てまいりません。

一方で、平塚市の全体の計画である総合計画には、環境対策を初め、福祉、少子高齢化対策、多くの施策を掲げさせていただいており、御指摘の環境、子育てについては、そちらの計画で網羅をさせていただいております。特にその総合計画におきましては、この少子高齢化対策、こちらの方は非常に重点を置いて、策定をさせていただいているところであります。産業を強くし、その強くした産業をベースにしっかりと若年層の方にここに定住をしていただいて、子供を産み育てていただこうと、そのようなカラーをかなり強くして、計画を作らせていただいています。行政改革にはそういった部分が出てまいりませんが、総合計画の方でやらせていただいているという状況でございます。

【岡部委員】

具体的な行政活動の課題を認識して、こう変えていくというところまで結びつけていただければ、行財政改革計画にも載ってくると思いますので、そういった方向で考えていただければなと思います。

【委員長】

その他、何かありますか。

【秋山委員】

重なる部分がありますが、龍城ケ丘の関係については、副市長から説明がありましたが、遅れとか未着手とありますが、この事業そのものが行政改革のテーブルに事業として掲載されているだけでも、意義があるのかなと思います。そうは言いながらも、取組状況というのがありますので、どんな状況なのかというのは、少し気になっていました。昨年来、議会答弁を聞いていて、行政側の答弁が関連の質問に対して、部長が会議録を見てください、どこにもやましいところなんかないです、といった答弁があったりもして、そうではなくて姿勢の問題なのではと思ったことがありました。その後、やはり市長の指示もあったのかもしれませんが、先ほどの副市長の話のように、より多くの市民の声をこの事業に反映していこうというその姿勢というのは、すごく大事で意義のある名誉ある遅れなのかなということで、私は非常に評価しています。

もう一つ、職員提案の関係ですが、この1年間、市役所に許認可申請の関係で出向くことが多くありました。部署的には許認可の関係なので、5階とか6階です。許認可の事務は、県から市に降りてきて、今は市の権限の中でやっていますが、その手続がやはり古きを踏襲しているというか、何回も同じような形で、重複している部分があり、おそらく担当の方も窓口の対応に苦慮しながら対応しているなんていう節もあります。そこでお尋ねをしたいのは、全体の件数が非常に少ないと思っていますが、許認可事務関係の職員提案とか業務改善というのはありましたか。

【行政総務課長】

今年度、業務改善については、6階の許認可の手続に関する部署からは出ていますが、 許認可事務に関するものではありませんでした。

【秋山委員】

許認可に限らず、全体の件数が少ないと思っています。例えば、窓口でこういう決まりなので仕方がないという職員には、全く期待はしていません。ただ、その応対の中で、申し訳ないですけれども、再度新しい日付で取り寄せていただけませんかという職員には、将来的にも非常に期待をしています。具体的には、添付書類で3ヶ月以内や1ヶ月以内のものなどがありますが、少し問題があるとその期間が過ぎてしまいます。そうすると、同じ内容のものを最新の証明日で取り寄せなければいけなくなります。当然のことながら、その都度、費用が発生します。行政改革というと効果額云々というのが、今までこの委員会でも議論の焦点になったときもありますが、そういう視点よりも、市民目線でいうと押印の廃止や手続の簡素化、利便性が向上したとか、そういう視点が非常に大事だと思います。いろいろなことを行うと費用がかさむ部分もありますが、効果額で減らせた分という

のを上手にそういう予算に充ててほしいと思います。そういった意味で、これまでの慣習 にとらわれない、勇気ある職員提案に期待していますので、どうか窓口を広げていただい て、より多くの職員提案が出るような工夫をしていただきたいと思います。

【行政総務課長】

今回の報告書に記載している内容は中間的なもので、今年度の最終的な件数は、職員提案のアイデア提案というものが別にあり、そちらが19件。今御報告している事務提案は28件。業務改善報告が335件あり、合計で382件になります。

【委員長】

今の382件というのは、ここには反映されない数字ですか。

【行政総務課長】

今回は上半期の報告になります。下半期にかけて、締め切りを設定していたため、中間での報告になっています。

【委員長】

今回が上半期なので、年間トータルになると数字が全て反映されてくるということです ね。

【行政総務課長】

年間になると増えまして、全体で382件になります。

【委員長】

その他、何かありますか。

【秋山委員】

組織の見直し事業について、オリンピック、パラリンピックを所管している課があります。オリンピック、パラリンピックは終了しましたが、この組織というのは、近々でどうなっていくのですか。例えば、平成10年にかながわゆめ国体があり、各市町村に実行委員会が設けられて、事務局が立ち上がりました。国体が10月末で終了すると、残務整理をやる限られた人数しか残さず、12月1日には職員のほとんどがいろいろな部署に異動していました。いろいろな改革で、職員がどの部署も減らされている中で、そういった工夫というのは、当然のことながら行政としても、考えていらっしゃるのかなと思いますが、その

あたりについて分かっているところがあれば、お願いします。

【企画政策部長】

オリンピック、パラリンピックを推進するに当たりましては、課を設けまして推進をしてまいりました。ある時期は、担当の部長を職として設置いたしまして、かなり強力に推し進めてきた時期もございました。しかしながら、このコロナの状況で1年延期という背景もありまして、今年は担当の部長は置かずに取組を進めてきた経過がございます。おかげさまで、このオリンピック、パラリンピックが終了いたしまして、10月1日付の人事異動で職員は他の部署に配置転換をさせていただきまして、今現在残っておりますのが、課長が1名おりまして、担当長といいましていわゆる係長職が1名残っております。それ以外に、一般の職員が2名の合計で4名の組織まで縮小しているところでございます。

私どもはリトアニア共和国と、ホストタウンの取組を進めてまいりまして、そのホストタウンの取組を今後に生かそうということで、リトアニア共和国との付き合いの仕方をどう進めるべきなのか、そんな議論も盛んにやっているところでございます。

さらには、市民の方をお招きして実行委員会を作らせていただいて、取り組んでまいりましたので、今度はその実行委員会を閉じる場面が出てまいります。それに向けての様々な清算的な仕事もやらせていただいているところです。年が明けたあたりで、総括をさせていただいて、年度が終わるところで、このオリンピック・パラリンピック推進課は、終了ということになろうかと考えております。

【委員長】

その他、いかがでしょうか。

では、(1)議題 ア「「平塚市行財政改革計画(2020-2023)」実施計画事業令和3年 度上半期取組状況」はここまでとさせていただきます。

(2)その他

【委員長】

続きまして、ア「デジタル化の取組状況」について事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

~ 資料2に基づき説明 ~

【委員長】

御質問、御意見等はありますか。

【芦川委員】

今後の取組予定の重点取組事項の情報セキュリティの確保のところで、上半期に収集した先進自治体等の情報などを参考にとありますが、一つか二つで構わないので、特に印象に残った事例等があれば教えてください。

【デジタル推進課課長代理】

集めた情報としては、総務省のICT部門の業務継続計画のガイドラインや、直近では内閣サイバーセキュリティセンターがコロナ禍を受けた感染症拡大に対しての情報システム部門の業務継続を一部盛り込んだガイドライン等を令和3年4月に出しましたので、そういったものを参考に見直しに取り組んでいます。特に内容としては、この感染症拡大時の対応や情報システムの重要度分類の見直し等の作業を進めています。

【芦川委員】

公にされている情報を収集して、まとめたという感じですか。

【デジタル推進課課長代理】

本市のICT-BCPはありますが、策定してから期間が経っているので、新たに出た国等のガイドラインなどを参考に相違点などを確認し、盛り込むべきものは盛り込んでいこうというところです。

【委員長】

その他、何かありますか。

【副委員長】

デジタル機器の操作に不慣れな方に対する対応ですが、こういったものは非常に大切かと思います。特に行政、公的な取組では、漏れてしまうという言い方が適切か分かりませんが、そういった方が出てしまうのは、非常によろしくないというのが事実です。その一方で、参考までに個人的な経験からの事例になりますが、我々企業においては、まだ企業は後戻りできるという御意見があるかもしれませんが、今回のコロナのワクチンの職域接種において、予約をどう会社の中でまとめるかというのは非常に考えました。その中で、スマートフォンを持ってない人もいるとか、そういったことから、紙での申請も合わせて

考えていましたが、思い切って全部スマートフォンとパソコンだけにし、それについて来られない人がいたら、個別に対応することを考えました。職域接種を急がなければいけなかったため、思い切って実施してみたら、意外とうまくいきました。行政の場合は、そういった踏ん切りができる場面が少ないかもしれませんが、やってみると上手くいくということもあります。

【委員長】

法律家的な視点では、そもそも論からいうと、なぜデジタル化するのかというところがあります。私がこれについて論文を書くとすると、なぜデジタル化をしなければいけないのかというその理由、根拠、背景のところは、やはり論文に書かなければいけないところです。

そうすると、これをやることによってどういう効果が発生するのかを書く必要があり、例えば、人事政策に影響が出て、今まで100人募集していたところが20人で済み、これだけ人件費が削減されるため、行財政改革につながることからデジタル化を進める。こういった一つのストーリーがあるかないかとか、単に市民のサービス向上につながるといっても、今おっしゃられたようにスマートフォンを持っていない人をどうするという話が抜けてしまうと、単にレクチャーをしますという市民講座的なものでは、それに参加した人は使い方が分かるかもしれませんが、これは別に義務ではないので、忙しくて参加できないが分からないという人や、面倒くさいという人もいますので、そういう人達はどうするのかという議論などがあります。

それは論理的に考えていくと、いろいろと疑問は出てきますが、なぜデジタル化を進めるかというところは、どこかではきちっと書き込んでいただきたいです。これをやることによって、こういうような、例えば費用対効果でこれだけのメリットが発生し、これは結果的には市民の負担を軽減させる。市民の負担も軽減し、市民のサービスは向上すると、もういいところずくめとは言い過ぎだけれど、そういうところをきちっと出していかないといけないと思います。

デジタル化ありきと言われてしまうと、その後がどうなのかというのが見えてこない。 聞かれたら答えるみたいな対応というのは、それこそ古い行政体質であり、聞かれる前か ら答えるというか、発信していくというのが今の行政のスタイルなので、そういったとこ ろを踏まえて、文章として残していただけると良いかなと思います。

【委員長】

その他、何かありますか。

【芦川委員】

今の議事と全く関係ない話でもよろしいですか。

【委員長】

どうぞ。

【芦川委員】

法人事業者に限った話になりますが、法人事業者の申告では、いろいろな市区町村から申告書が送られてきます。市によって送付物は異なっており、平塚市は定型外の大きい封筒で申告書と納付書とお知らせみたいなものを送っています。当然それはコストが掛かっています。県税では、既に定型の封筒になっており、その中にいろいろな情報が入ってくるので、少なくともその封筒の大きさは違います。幾つかの市区町村では、申告書の用紙も送ってこなくなったところがあります。なぜかというと電子申告が普及していること、それから申告書の用紙自体はPDFで、せいぜい納付書が入っているぐらいのところもあります。ある市は納付書も今回から送らずに、通知1枚だけというところがありました。納付書を何で送らないかというと、ホームページに納付書のフォーマットがあるため、必要であればダウンロードして印刷して書いて納付してくださいということです。

平塚市は納付書のフォーマットがエクセルで作ってあるため、非常にありがたいのですが、逆にこれがあれば納付書はいらないのではと思うこともあります。我々税理士の立場からすると、申告の時に必要なものは、いわゆる整理番号みたいな情報と確定申告のときは予定納税の金額、それさえ分かれば申告はできます。県税がまさにそうです。納付書があり、その横にあなたの会社の予定の税は幾らです。予定納税があるところは情報が入っています。国税は、予定納税の金額等は、申告の時にe-Taxのメールで送られてくるので分かります。

市の場合はそういったところが分からない状況なので、逆にいうと会社名、整理番号、予定納税の額、あと簡単な税率表をA4の1枚にまとめることができれば、それにおまけで納付書を付ければ、十分定型の封筒で送れるのではないかと思います。今のように定型外で大きい封筒で送られても、これいらないよねと大体は捨てられてしまいます。そういう意味での無駄というのは非常にあると思います。

どこの市区町村も同じような形であったならば、それはみんな同じというのはあるでしょうけど、それぞれ市区町村によって異なり、極めてシンプルな形のところも最近は目立ってきました。そのためにシステムを改修するとなると、コストも掛かりますが、将来的なことを考えた場合には、今の申告書のありようというのはどうかと思います。将来に向けて、そこを見直していかなければいけないのではと思います。

税理士会と情報交換をして、申告の時に最低限必要な情報は、これとこれだけ分かればいいと。納付書を送ってほしいと言われる人はいるかもしれませんが、そういう形であれば郵送物をコンパクトにできると思います。一、二年で早急にできるという話ではないかもしれませんが、将来に向けて十分検討していただきたいなと思います。

【委員長】

いろいろと刺激を受けましたが、民間企業というのはその辺は非常にスピーディーですか。

【副委員長】

必ずしもそうではないところもあります。

【委員長】

民間企業は、無駄をカットするというところは非常にシビアですよね。

【副委員長】

いろいろな視点からやってみよう、ということから始まるものもあります。

【委員長】

民間企業はとりあえずやってみようという発想がありますよね。税理士会との協議や、あとは民間企業のいろいろなお知恵を拝借するというのも、今後はもっと必要なのかなと思います。柔軟にいろいろなところからお知恵を拝借するというスタンス、姿勢は重要だと思います。いろいろとこういう逸材がいますので、皆様に聞いていただければと思います。

【委員長】

委員の皆様から、総括的なことでも結構ですが、何かありますか。

【秋山委員】

事務局にお尋ねするのがいいのか分かりませんが、委嘱状をもらった時にも少し似たようなことを言いましたが、この行財政改革は範囲が非常に多岐にわたっています。事前に資料を配られているので、我々委員というのは、事前にこういう質問をしたいというのを情報として提供しておいた方がいいのかどうか。あまりでき過ぎたシナリオというのはよくないのだと思いますが、やはりこちらが聞きたいことに対して、手元にないのでという

ことですと、そちらも消化不良だろうし、こちらもやはり消化不良になります。後日お伝えしますと言われても、その質問を周りの人も聞きたかった場合にはどうするかなど、そういうこともあると思います。その辺はどうでしょうか。

【企画政策部長】

明確な答えができなかった部分があったかと思いますが、事前にこういう質問だよというお話を頂戴しておりますと、その辺は用意ができて、もう少し細かい説明ができていたかと思われます。その辺の進め方につきましては、少し検討させていただきまして、また諸坂委員長の御意見等もお聞きをしながら、進行の仕方、やり方、改善を考えさせていただきたいと思います。

【委員長】

重要な御指摘だと思います。前向きに検討すると委員会の審議の幅や奥行きも出てくる と思います。

【委員長】

本日の議題は以上となりますので、それでは事務局に進行を返させていただきます。